

令和 7 年八千代市農業委員会

第 7 回総会議事録

八千代市農業委員会

◆令和 7 年八千代市農業委員会第 7 回総会議事日程

開催日時	令和 7 年 7 月 7 日（月）午後 1 時 3 0 分～午後 2 時 4 0 分
開催場所	八千代市役所 旧館 4 階 第 1 委員会室
日程第 1	議事録署名人の選任
日程第 2	議案上程（議案第 1 号～第 6 号，報告第 1 号～第 3 号）
日程第 3	議案審議及び採決

◆議 題

議案第 1 号	農地法第 5 条の件（県許可分）
議案第 2 号	農地法第 3 条の件（市許可分）
議案第 3 号	農用地利用集積等促進計画への意見聴取の件 （農地中間管理事業の推進に関する法律）
議案第 4 号	八千代都市計画生産緑地地区の変更図書作成に伴う 意見聴取について
議案第 5 号	新規就農者サポートチームの担当者選任について
議案第 6 号	八千代市農地利用最適化推進委員の決定について
報告第 1 号	会長決裁事項の報告 農地の転用事実に関する照会の件
報告第 2 号	事務局長専決事項の報告 農地法第 4 条届出書の件
報告第 3 号	事務局長専決事項の報告 農地法第 5 条届出書の件

◆出席農業委員（13 人）

1 立 石 猛	2 佐 藤 孝 之	3 鈴 木 美 登
4 加 茂 太 郎	5 間 野 恵 一	6 立 石 巖
8 吉 橋 清 一	9 今 井 茂	10 周 郷 崇
11 黒 澤 京 子	12 花 島 淳	13 黒 崎 玲 子
14 稲 垣 哲 也		
（欠席委員：7 鈴 木 正 範）		

◆出席農地利用最適化推進委員（11 人）

1 仲 村 秀 一	2 戸 田 真 一	3 將 司 実
4 志 田 啓 佑	5 塩 谷 正 人	6 古 池 正 二

7 太 田 雅 章

8 (欠 員)

9 三栗谷 友 理

10 齋 藤 孝 一

12 長 岡 みづ枝

13 小 林 正 樹

(欠席委員：11 市 川 善 美)

◆事務局 (5人)

局 長 永沼 浩一

次 長 小林 直樹

主 査 岩井 孝則

主査補 内田 孝

主任主事 木村 直人

◆公開・非公開の別 公開

◆傍聴人 0人 (定員3人)

◆総会議事録

議長 (稲垣会長)	皆様、こんにちは。 ただ今出席されております，農業委員は１４人中１３人です。 農業委員定数の過半数に達しておりますので，本日をもって招集されました令和７年八千代市農業委員会第７回総会は成立いたしました。 推進委員は１２人中１１人が出席しております。
議長	ただ今から開会します。 日程第１，議事録署名人の選任を行います。 お諮りします。 議事録署名人は議長において指名することに，異議ありませんか。 【「異議なし」の声あり】
議長	異議なしと認め，指名します。 １０番 周郷委員，１１番 黒澤委員，両委員にお願いします。
議長	日程第２，議案第１号から議案第６号及び報告第１号から報告第３号をもって，本日の議題とします。
議長	この際，お手元に配付してあります文書により，朗読は省略しますので，ご了承願います。
議長	日程第３，これより議案の審議及び採決を行います。 議案の審議及び採決は，議案第１号より逐次行います。
議長	議案第１号 農地法第５条の件，本件については，申請人にお越しいただいておりますので，入室願います。 【１号１番 申請人入室】
議長	申請人の方でよろしいですか。
申請人	はい。
議長	申請されました件について，各委員の質問に座ったままで結構です。お

	答えてください。事務局より概要の説明をお願いします。
次長	議案朗読（１号１番）
局長	本件は、６月２７日、地区担当の鈴木美登委員、將司推進委員と７月の現地調査班で調査を行いました。 場所は、案内図の１ページをご覧ください。市立新木戸小学校の南西約６６０ｍに位置しています。 土地利用計画図は、次の２ページとなります。また、造成計画の平面図・断面図が３ページから４ページとなります。 申請理由として、計画地は東葉高速線船橋日大前駅より徒歩１０分の位置にあり、住環境も優れることから、建築条件付売買予定地として計画したいとするものです。建築条件付売買予定地とは、一定期間内に指定された建築業者と、建築請負契約を成立することを条件に、売買される土地をいいます。 転用許可基準として、始めに立地基準は、農地区分について、当該地は農用地ではありません。市街地化の傾向が著しい区域内にあり、住宅、事業用施設などが連たんしている区域にあたるため、第３種農地と判断されます。第３種農地は原則許可となります。 次に一般基準は、転用行為に必要な資力は、残高証明書で確認しています。 他法令関係は、都市計画法、盛土規制法及び市残土条例に該当し、都市計画法は必要な協定の締結及び申請を行っております。盛土規制法は都市計画法に基づく開発許可を受けた際に、許可を得たものとみなされます。また、市残土条例については、開発許可後に申請する予定です。 転用による被害防除対策は、道路側以外の隣接地との境界にコンクリートブロック最大５段を築造し、土砂等の流出を防止すること。 排水について、汚水は、合併浄化槽で処理後、既存道路側溝へ接続し、雨水は、道路内及び宅地内に雨水浸透槽を設置し、オーバーフロー分を既存道路側溝へ放流すること。 工事中は交通整理員を配置し、安全確保に努めること。それぞれを確認しています。説明は以上です。
議長	続いて、担当委員の意見を求めます。 ３番 將司推進委員どうぞ。
將司推進委員	３番 將司です。去る６月２７日に現地調査を行いました。現地は保全

	管理されておりました。 また、先ほど事務局から説明があったとおり、市街地化の傾向が著しい区域にあり、隣接農地への被害防除も適切であり、転用は止むを得ないと思います。委員の皆さまのご審議をお願いいたします。
議長	質疑を行います。質疑ありませんか。 6 番 立石巖委員どうぞ。
立石巖委員	6 番 立石です。この地域は、ほとんど住宅が貼り付いている状況であると認識しています。盛土の計画をされていますが、この地域は傾斜が多く、盛土をしなければならない地域だと思います。この地を選んだ理由をお聞かせください。
申請者	譲受人は、隣接地で、今回同様の開発事業を行っていたところ、譲渡人より、所有地の一部を売却したいとの相談を受け、もともと住環境が整っている所でありましたので、譲渡人の土地でも開発事業が可能であるとのことで、計画いたしました。
立石巖委員	今後造成を行って、住宅建築 5 棟の計画とのことですが、販売までのスケジュールはどうなりますか。
申請者	開発行為の許可及び農地転用の許可を取得後、残土条例の許可を受けて、造成をスタートさせまして、11 月末に完了する予定で工事を行います。 その後に、建築工事となりますが、各種許可後から、販売計画はスタートしまして、令和 8 年 1 月から 10 月に渡って、建築工事を行う予定です。
立石巖委員	建物が完成してから販売というより、建築条件付きで、先に販売先を確保してから建築工事になるとのことですね。分かりました。
議長	他に質疑ありませんか。 12 番 花島委員どうぞ。
花島委員	12 番 花島です。今、造成計画断面図を見ていて、B－B 断面のところですが、盛土をして地盤面の高さを調整していると思います。図面という右側は、5 段コンクリートブロックになっておりますが、通常、型枠ブロックを使用するのではないですか。

申請者	譲渡人所有地の残存部分との境界にあたりまして、高低差が70cmほどの段差で土砂等の流出を抑えるためのブロックとなります。型枠ブロックについては、高さが1mなかったことから、簡易的にコンクリートブロックで計画しております。
花島委員	通常、土圧がかかる場合には、認定された型枠ブロックを使用して、平米当たりいくつかの水抜き穴も必要になりませんか。
申請者	開発で審査される擁壁については、平米当たり3個とか必要なものを設けますが、今回については、高低差が小さかったことから、検討しておりませんでした。再度、開発事業の担当課に確認を行い、必要であれば型枠ブロックへの変更も検討いたします。
花島委員	開発審査の中で、土圧計算をしていて、コンクリートブロックを使用しているのではないならば、ブロックが崩れた場合の責任は、事業者か戸建を購入された所有者となってしまいます。個人的には値段は高いとしても、認定された型枠ブロックを使用するべきと考えます。事業者として、きちんとしたものを造るべきで、必要な見直しを行なってください。
議長	他に質疑ありませんか。 【「質疑なし」の声あり】
議長	質疑なしと認め、質疑を終わります。 ご苦労様でした。 申請人は退室してください。 【1号1番 申請人退室】
議長	議事を進めます。 これより、議案第1号の1番について、討論・採決を行います。 討論にあたっては、最初に議事に「賛成の立場」か「反対の立場」かお示ししていただき、討論するようお願いいたします。 討論ありませんか。 【「討論なし」の声あり】

議長	討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第 1 号の 1 番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。 【挙手】
議長	挙手、全員であります。 よって、議案第 1 号の 1 番について、原案のとおり許可相当とすることに決定しました。
議長	議案第 2 号 農地法第 3 条の件、事務局より概要の説明を願います。
次長	議案朗読（2 号 1 番）
局長	本件は、6 月 2 7 日、地区担当の花島委員、長岡推進委員と 6 月の現地調査班で調査を行いました。 場所は、案内図 5 ページをご覧ください。飯綱神社の東約 3 9 0 m に位置しています。申請内容は、土地の売買取得です。譲受人の申請理由は、農業経営の拡大を図りたいとするものです。 農地法第 3 条の許可基準について、全部効率利用要件は、遊休農地の水田 1 筆がありますが、地理的条件が悪く耕作が困難な土地であり、保全管理されていることを確認しております。 機械の保有、技術についても永年、農業経営を続けてきた農家ですので問題ありません。 常時従事要件は、従事日数が 1 8 0 日ですので、1 5 0 日要件を満たしています。 地域との調和要件は、周辺農地の利用に影響を与える要因はなく、問題はありません。説明は以上です。
議長	続いて、担当委員の意見を求めます。 1 2 番 長岡推進委員どうぞ。
長岡推進委員	1 2 番 長岡です。去る 6 月 2 7 日に現地調査を行いました。現地は農地であり、耕作されておりました。 譲受人の取得要件についても、永年経営を行っている農家世帯ですので、許可について特段問題はないと思います。

議長	委員の皆さまのご審議をお願いいたします。 質疑を行います。 質疑ありませんか。 【「質疑なし」の声あり】
議長	質疑なしと認め、質疑を終わります。 これより、議案第2号の1番について、討論・採決を行います。 討論ありませんか。 【「討論なし」の声あり】
議長	討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第2号の1番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 【挙手】
議長	挙手、全員であります。 よって、議案第2号の1番については、原案のとおり許可することに決定しました。
議長	議案第3号 農用地利用集積等促進計画への意見聴取の件、本件につきましては、関係委員がおりますので、別々に分けて審議・採決を行います。 まず、申請番号1番及び3番について、審議・採決を行います。 事務局より概要の説明を願います。
次長	議案朗読（3号1番）
局長	参考案内図1－1をご覧ください。 場所は、旧阿蘇小学校の南約300mの範囲に2筆位置しています。借人の申請理由は、賃貸借権の新規設定で期間は5年です。賃貸借料は、年間6,100円です。貸人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。 認可要件について、全部効率利用要件は、遊休農地はありません。

	常時従事要件は、従事日数は２５０日ですので、１５０日要件を満たしています。
次長	議案朗読（３号３番）
局長	参考案内図１－３をご覧ください。 場所は、ＪＡ八千代市本店の北約２５０ｍの範囲に２筆位置しています。借人の申請理由は、賃貸借権の新規設定で期間は５年です。賃貸借料は、年間１万５千円です。貸人の申請理由は、それぞれその要望に沿いたいとするものです。 認可要件について、全部効率利用要件は、遊休農地はありません。 常時従事要件は、従事日数は２５０日ですので、１５０日要件を満たしています。説明は以上です。
議長	一括して、質疑を行います。 質疑ありませんか。 【「質疑なし」の声あり】
議長	質疑なしと認め、質疑を終わります。 これより、議案第３号の１番及び３番について、農用地利用集積等促進計画の作成に伴い、借人の認可要件に関して、農業委員会として報告すべき意見があるか一括して討論・採決を行います。 討論ありませんか。 【「討論なし」の声あり】
議長	討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第３号の１番及び３番について、原案のとおり、借人の認可要件に関して、報告すべき意見はないとして、市長へ回答することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 【挙手】
議長	挙手、全員であります。 よって、議案第３号の１番及び３番については、原案のとおり、借人の

	認可要件に関して、報告すべき意見はないとして、市長へ回答することに決定しました。
議長	次に申請番号２番について、審議・採決を行います。借人である法人構成員の当該委員は、質疑が終わりましたら退室してください。 事務局より概要の説明をお願いします。
次長	議案朗読（３号２番）
局長	参考案内図１－２をご覧ください。 場所は、やちよ農業交流センターの北東約５００ｍに位置しています。借人の申請理由は、賃貸借権の新規設定で期間は１０年です。賃貸借料は、１０ａあたり米１俵です。貸人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。 認可要件について、法人が農地の権利を取得するための要件は、法人形態、事業、構成員、議決権、役員要件がありますが、それぞれ要件を満たしていることを確認しています。 全部効率利用要件は、遊休農地及び貸付地はありません。説明は以上です。
議長	質疑を行います。 質疑ありませんか。 【「質疑なし」の声あり】
議長	質疑なしと認め、質疑を終わります。 それでは、当該委員は退室してください。 【当該委員退室】
議長	これより、議案第３号の２番について、農用地利用集積等促進計画の作成に伴い、借人の認可要件に関して、農業委員会として報告すべき意見があるか討論・採決を行います。 討論ありませんか。 【「討論なし」の声あり】

議長	討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第３号の２番について、原案のとおり、借人の認可要件に関して、報告すべき意見はないとして、市長へ回答することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 【挙手】
議長	挙手、全員であります。 よって、議案第３号の２番については、原案のとおり、借人の認可要件に関して、報告すべき意見はないとして、市長へ回答することに決定しました。 当該委員、入室願います。 【当該委員入室】
議長	ここで、議案第４号の審議にあたり、都市整備部公園緑地課の担当職員の入室を願います。 【公園緑地課職員入室】
議長	議事を進めます。 議案第４号 八千代都市計画生産緑地地区の変更図書作成に伴う意見聴取について、公園緑地課より説明願います。
公園緑地課	議案第４号八千代都市計画生産緑地地区の変更について説明させていただきます。よろしくお願いします。 それでは説明に入りますが、説明はお手元の資料に沿って行わせていただきます。お手元の資料、議案第４号 別紙１ 八千代都市計画生産緑地地区の変更をご覧ください。 資料の構成としましては、１ページが今回の変更箇所をまとめた一覧で、本年度の変更においては記載の２地区となります。では、今回の変更に係る概要を説明いたします。１ページをご覧ください。 今回の変更に係る地区は合計で２地区となっておりますので、面積の減少及びその理由についてご説明いたします。 初めに地区数と面積の内訳としましては、全部廃止が資料１ページの２地区となり、面積合計０．２７ヘクタールの減少となっております。

	次に廃止理由等について説明いたします。まず、廃止に係る理由ですが、当初指定から３０年を経過したものが１件、主たる従事者の死亡を原因とするものが１件、合計２件が廃止の理由となります。 以上で、議案第４号、八千代都市計画生産緑地地区の変更についての説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。
議長	質疑を行います。 質疑ありませんか。 【「質疑なし」の声あり】
議長	質疑なしと認め、質疑を終わります。 公園緑地課の担当職員の方はご苦勞様でした。退室してください。 【公園緑地課職員退室】
議長	議事を進めます。 議案第４号について、八千代都市計画生産緑地地区の変更図書作成に伴い、農業委員会として報告すべき意見があるか討論・採決を行います。 討論ありませんか。 【「討論なし」の声あり】
議長	討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第４号について、農業委員会として報告すべき意見はないとして、回答することに賛成の委員の挙手を求めます。 【挙手】
議長	挙手、全員であります。 よって、議案第４号については、原案のとおり、農業委員会として報告すべき意見はないとして、回答することに決定しました。
議長	議案第５号 新規就農者サポートチームの担当者選任について、事務局より概要の説明を願います。

次長	議案説明（５号）
局長	本件につきましては、議案第５号 新規就農者サポートチームの担当者選任についてをご覧ください。 令和７年５月２９日付けで、農政課より１名の新規就農者について、農地部門のサポートチームの担当者の選任依頼がありました。 総会運営委員会による協議を踏まえ、原案のとおり選任したいとするものです。説明は以上です。
議長	この件については、令和７年度第２回総会運営委員会に諮られたので、間野委員より報告願います。
間野委員	総会運営委員会の間野です。ただ今、事務局から説明のあったとおりですが、去る６月１０日に、総会運営委員会を開催し、協議を行った結果、新規就農者の耕作地区を考慮し、小林推進委員にお願いしたいと意見がまとまり、推薦することといたしましたので、報告いたします。
議長	ただ今、総会運営委員会から意見がありましたが、議案第５号について、原案のとおり選任することに異議ありませんか。 【「異議なし」の声あり】
議長	異議なしと認め、議案第５号については、原案のとおり決定しました。
議長	選任されました委員におきましては、どうぞよろしくお願いします。
議長	議案第６号 八千代市農地利用最適化推進委員の決定について、事務局より概要の説明を願います。
局長	本件につきましては、議案第６号 八千代市農地利用最適化推進委員の決定についてをご覧ください。 推進委員の欠員補充１名につきましては、５月８日から６月６日まで募集を行い、１名の申込みがありました。 総会運営委員会で組織する農地利用最適化推進委員申込者評価委員会を開催し、その結果、申込者１名は推進委員として適任であるとの報告を受けております。 推進委員は、農業委員会等に関する法律第１７条の規定により、農業委

	員会が委嘱するとされており，原案のとおり決定したいとするものです。説明は以上です。
議長	この件については，農地利用最適化推進委員申込者評価委員会に諮られたので，鈴木美登委員より報告願います。
鈴木美登委員	評価委員会の鈴木です。去る 7 月 1 日に八千代市農地利用最適化推進委員申込者評価委員会設置要領第 2 条の規定により，申込者について，事務局による欠格事由調査及びヒアリングの結果を踏まえ，書類審査を行いました。 評価の結果といたしましては，評価委員 5 人の総意により，適任であるとの意見がまとまり，推進委員の候補者といたしました。報告は以上です。
議長	採決を行ないます。議案第 6 号について，原案のとおり八千代市農地利用最適化推進委員を決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 【挙手】
議長	挙手，多数であります。 よって，議案第 6 号については，原案のとおり決定しました。
議長	報告第 1 号 会長決裁事項の報告について，農地の転用事実に関する照会の件，事務局より報告を願います。
次長	報告説明（1 号 1 番から 3 番）
議長	報告第 1 号については，報告のとおり処理済みでありますので，ご承知願います。
議長	報告第 2 号 事務局長専決事項の報告について，農地法第 4 条届出書の件，事務局より報告を願います。
次長	報告説明（1 番から 2 番）
議長	報告第 2 号については，報告のとおり届出があり受理済みでありますので，ご承知願います。

議長	報告第3号 事務局長専決事項の報告について、農地法第5条届出書の件、事務局より報告をお願いします。
次長	報告説明（1番から6番）
議長	報告第3号については、報告のとおり届出があり受理済みでありますので、ご承知願います。
議長	その他といたしまして、先月10日に令和7年度第1回広報委員会が開催されましたので、立石猛委員より報告願います。
立石猛委員	広報委員長の上石です。去る、6月10日、総会終了後に、令和7年度第1回広報委員会を開催しました。 今年度の農業委員会だよりの発行について、印刷会社の選定及び仕様について協議しました。例年通り年2回、11月及び3月の発行を予定しています。 仕様については、発行2回分とも6頁カラーで各回1,600部、予算内で執行予定です。 なお、11月発行は、例年11月総会で皆さんに、農家の方への配付をお願いしていますが、今回は掲載する記事のスケジュールの都合上、12月総会で皆さんに配付依頼をする予定ですので、ご承知おください。 次の会議から、掲載記事の内容の詳細について協議する予定ですので、良い掲載情報などありましたらお知らせください。報告は以上です。
議長	立石委員ありがとうございました。
議長	次に、八千代市植物防疫協会通常総会が先月27日に開催され、吉橋委員、今井委員、私の3名が出席しましたので、吉橋委員より報告願います。
吉橋委員	8番 吉橋です。先月28日に令和7年度八千代市植物防疫協会通常総会に稲垣会長と今井委員、私の3名で出席いたしました。 安全対策に万全を期しながら、稲作の安定化及び品質向上のため、薬剤防除をしていきたいと思います。また、今回の総会で令和8年度より、散布請負業者へ完全散布委託することが決定されました。本年度は一部地域で試験的に行うこととなりました。報告は以上です。
議長	吉橋委員ありがとうございました。

議長	次に、千葉県女性農業委員の会東葛飾・千葉地区ブロック研修会が今月1日に開催されましたので、長岡推進委員より報告願います。
長岡推進委員	12番 長岡です。7月1日に千葉県女性農業委員の会東葛飾・千葉地区ブロック研修会が行われ、黒崎委員、黒澤委員、私で参加いたしました。今回の幹事市は習志野市で、習志野市役所で開催されました。7市22名の女性農業委員が集まりました。 研修会では、実地で体験型農園を運営している方が「私の農業60年の歩みとにぎやかな体験農園について」という題目で講演をされました。講演者は永年の経験を活かして、利用者に講習会を頻繁に開きながら、農業のノウハウや知恵を丁寧に指導されている様子がうかがえました。質疑応答では、様々な質問や活発な意見が出て、有意義な研修会となりました。 なお、来年の開催市は柏市となります。また、黒崎委員が務めているブロック代表について任期満了となりましたが、来年度も引き続き黒崎委員が務めてくださることとなりました。報告は以上です。
議長	長岡推進委員ありがとうございました。
議長	次に、千葉地区農業委員会連絡協議会第56回通常総会が先月24日に開催され、私が出席しましたので報告いたします。
議長	6月24日に千葉地区農業委員会連絡協議会第56回通常総会が開催され、千葉市、市原市、習志野市、八千代市の各農業委員会会長及び事務局長が参加いたしました。議題としては、(1)令和6年度事業報告及び収支決算について、(2)令和7年度事業計画(案)及び収支予算(案)の承認について、(3)令和7年度負担金の徴収方法(案)の承認について、(4)千葉地区農業委員会連絡協議会役員改選(案)についてという内容でしたが、全て承認され、終了しました。
議長	次に、市町村農業委員会会長・事務局長会議が先月26日に開催され、私が出席しましたので報告いたします。
議長	6月26日に市町村農業委員会会長・事務局長会議が開催されました。その中で第31回「農業委員会だより」全国コンクールにおいて、八千代市農業委員会の「農業委員会だより」が全国農業新聞賞を受賞し、こちらの表彰状を授与されました。制作に関わられた広報委員会の皆様おめでと

	うございます。 その他に同会議では、一般社団法人全国農業会議所事務局長から、農業委員会組織をめぐる情勢と当面の対応について（食料・農業・農村基本計画策定を受けて）と題する講演が行われました。 また、会議の前に第121回通常総会が開催されまして、令和6年度事業報告並びに収入支出決算の承認に関する件、定款の一部改正に関する件の議案が提出され、いずれも承認されました。報告は以上となります。
議長	その他、報告のある方はいますか。 【「報告なし」の声あり】
議長	報告はないようですので、以上をもって、本総会における案件の審議は全て終了しました。 次に、事務局より連絡事項があります。
次長	連絡事項は全部で3点です。 1) 次回の総会について 8月6日（水）午後1時30分から 市役所新館6階 第4会議室 2) 次回の現地調査について 7月29日（火） 担当委員：周郷委員、黒澤委員 午後1時15分に事務局へ集合 3) 令和7年度第2回「雇用就農資金」の募集について 連絡事項は以上となります。
次長	次に事務局職員より説明があります。 ①農地のあっせん希望について ②新規就農相談会の開催について ③2025年市町村農業委員・農地利用最適化推進委員等の公務災害補償制度への加入について ④全国農業新聞の購読料の引き落とし方法の変更について
事務局	1点目について、お手元に配付している資料「令和7年第7回総会 あっせん希望農地一覧」をご覧ください。 7月のあっせん希望は1件で、神久保地区が4筆、真木野地区が1筆の

	合計５筆です。 会場内に掲示している八千代市の白図上では、「黄色のシール」で各筆の位置を示しております。 なお、その他の貼り付け済みのシールについては、「青色」は４月、「赤色」は５月、「緑色」は６月の総会にて各担当委員へあっせんをご依頼した筆の位置になります。 今回の担当委員は、神久保地区が佐藤委員、真木野地区が戸田推進委員となります。 担当の委員は、３か月後の１０月７日の総会までに原則１人以上のあっせんを行い、お配りしている「あっせん結果報告書」をもってご報告ください。 なお、あっせんを行っても成立しなかった場合でも、その理由を報告書へ記載のうえご報告をお願いします。 続いて２点目の新規就農相談会について説明いたします。令和４年度から毎年開催しております新規就農相談会ですが、令和７年度も開催を予定しております。この相談会で新たな新規就農者の確保につながるだけでなく、既に経営を開始されている方々にとっても就農に向けた不安を解消できる良い機会になると思います。今年度は１０月９日木曜日と１０月１０日金曜日の２日間で、いずれも午後２時から午後４時までを予定しております。場所は、市役所新館６階第４会議室となります。推進委員の皆様には、日程調整表を配付しておりますが、都合の悪い日程にバツ印をつけてください。また、相談者に対応する際の参考とするため、ご自身が経営されている作目についてご記入ください。記入後は、総会終了までに事務局へご提出のほどよろしくをお願いします。 また、今までの相談会は地元委員のみで相談に対応しておりましたが、今年度は、千葉県、八千代市農政課、八千代市農協などの関係機関へ参加協力を依頼する予定です。相談会のスケジュール等が確定した際には、当日の進行方法のご案内を含め、今後の総会でご報告いたします。 なお、先ほどの日程ですが、現段階での予定でありまして、調整後、変更となる場合がございますので、あらかじめご了承ください。 続いて３点目ですが、皆さんのお手元に「２０２５年市町村農業委員・農地利用最適化推進委員等の公務災害補償制度への加入について」というプリントを配付していますので、ご覧ください。 この災害補償制度は公務中に怪我をされ、通院や入院した場合に見舞金として保険金が支払われるものです。保険期間は１０月１日から１年間です。 しかしながら、皆さんの任期中（Ｒ５．７～Ｒ８．７）は、正職員に適用
--	--

	される「地方公務員災害補償基金」の対象となっていますので、公務中に怪我をされた場合、医療費や薬代などの実費負担は全額、公務災害として基金から支払われます。そのことから、この災害補償制度は任意での加入となります。 加入を希望される方は、次回総会 8 月 6 日までに事務局へご連絡ください。なお、加入する際の種別及び口数は、農業員会単位で統一する必要があるため、青のマーカーで塗られている「平均活動日数 90 日の C 型 1 口」2,000 円となります。 保険料及び保険料の支払いに伴う払込手数料の集金に関しましては、締切り後、個別に相談させていただきます。 最後 4 点目ですが、皆さんのお手元に「全国農業新聞の購読料の引き落とし方法の変更について」というプリントを配付していますので、ご覧ください。 購読料の手数料の削減と事務処理の効率化を図るため、令和 7 年 10 月以降の購読料の引き落としについて、リコーリース株式会社の自動口座振替に変更することとなったとのことです。 変更に伴い、引き落とし手数料は掛かりませんが、申込書の再提出が必要となるため、現在の引き落とし口座を記載した申込書をお手元に配布しています。 お手数ですが、口座名義人を記入し、銀行届出印を押印のうえ、8 月の総会までに事務局にご提出ください。 また、今までは 3 月と 9 月に購読料の引き落としがありましたが、10 月以降は 1 月と 7 月に 6 か月分の引き落としが生じるとのことです。
次長	以上 4 点について、質疑等はありませんか。 【「質疑なし」の声あり】 質疑がないようですので、事務局からの説明を終わります。
議長	以上で令和 7 年第 7 回総会を閉会します。